



**アラブ首長国連邦：
COVID-19 に対する UAE 当局による新たな
措置
(2020 年 5 月 7 日時点)**

※ 本書は、2020年5月7日時点の情報に基づいて執筆しております。なお、本書は Afride & Angell Legal Consultants のチャールズ・ラウバック氏により執筆されたものを、和訳したものです。(原典：http://afridi-angell.com/knowledge_detail.php?ids=461)

以下は、2020年4月30日以降に各 UAE 機関が実施した新たな主要措置について、2020年5月7日(木)正午12時時点でまとめたものである。

経済支援措置

A ドバイヘルスケアシティ当局(DHCA)による事業支援策の発表

2020年5月4日、DHCAは、直接的な打撃を受けている事業分野に対する免除と割引、DHCAの所有物件で営業する事業者に対する追加利益、病院、診療所、教育機関、研究機関、小売店、ホテル、飲食店、コンサルタント、及び企業間の支援サービスを対象とした規制料金の免除と割引などから構成されるフリーゾーンコミュニティ向けの事業支援策を発表した。

救済措置内容には以下のものが含まれる。

- ・ 特定の外来診療所、教育機関、ホスピタリティ、サポートサービスなど直接的な打撃を受けている事業分野に対する商業費用及び臨床費用の25%から100%の割引。これらの事業分野はすべて、国の予防措置を遵守するために、事業を閉鎖又は大幅に縮小しなければならず、結果として収益及び顧客が減少した。
- ・ DHCAの所有物件で営業する事業者に対する商業費用及び臨床費用の25%から50%の割引。これまで通常営業を行ってきた薬局、スーパーマーケットは対象から除く。

規制料金の軽減は、2020年末までの商業ライセンス及び臨床営業許可に関連する一部費用を除き、3ヶ月間有効である。

B アブダビ税関による経済インセンティブ策の発表

2020年5月5日、アブダビ税関総局は、アブダビの輸入業者を支援し、現在の例外的状況の影響を緩和するための経済インセンティブ策を、すべての主要セクターへ通じるゲートウェイとして打ち出した。インセンティブには以下が含まれる。

- ・ 輸入業者の関税納付を、通関申告書の日付から90日間延期。
- ・ 顧客口座の銀行保証に代えて、機関保証の受け入れ。
- ・ 税関業務システムを通じた貨物到着前の事前通関サービスによる企業の時間とコストの削減。
- ・ 税関免許に基づいた通関手続きに頼らず、企業自らが貨物を通関することができるセルフクリアランスサービス。
- ・ 手数料無料で保税倉庫の利用を認可。
- ・ 最終目的地までの商品到着のため、トランジット期間を3日間から5日間に延長。
- ・ 一時入国保険の保険払戻手数料の取消し。

C ドバイサウスの経済刺激策

2020年5月3日、ドバイサウスフリーゾーンは、フリーゾーン内の個人及び企業に対し、次のような経済刺激策を発表した。

- ・ 易しい分割払いスキームを伴う柔軟な支払制度。
- ・ 契約やライセンスの更新遅れ及び解約に対する違約金の免除。
- ・ ライセンス更新料の20%減額。
- ・ 航空、物流、電子商取引分野、ビジネスパークにおける新規クライアントの初年度ライセンス料免除。
- ・ ビジネスパークフリーゾーンで営業する企業に対し、最長6カ月の賃料延期リクエストの申請機会の設定。
- ・ 現在から2020年10月までの間に契約更新を迎えるドバイサウスビジネスセンターの企業を対象とするその更新料の最大25%引き下げ、及び年間賃料の最大4分割の柔軟な支払。
- ・ 新規事業体の設置を検討している個人や企業の賃料の最大25%減額。

D ウム・アル・カイワイン首長国令における経済インセンティブ策

2020年4月30日、ウム・アル・カイワイン首長は、企業や個人を支援するための経済インセンティブ策に関する2020年首長国令第2号(以下「本首長国令」という。)を発出した。本首長国令は、発行即日で発効した。

本首長国令は、以下のインセンティブを規定している。

- ・ 経済開発局における、新規事業ライセンス及び商業、工業、専門ライセンスの更新に関連する費用の50%割引。
- ・ 首長国内の商業、工業、専門企業及び経済事業所の期限切れライセンスに対する違約金の取消し。
- ・ ウム・アル・カイワイン商工会議所に関連する活動に関する費用の50%減額。

関連措置として、2020年の決議第3号は、コロナウィルス危機によりサービスを停止した企業を対象として、費用及び違約金を免除している。

E フジャイラにおける今年度のライセンス料及び税金の免除

2020年4月30日、フジャイラ首長は、今年度の現地ライセンス料及び税金の免除に関する2020年決議第4号を発出した。

ライセンス料を免除された事業には、フライデーマーケット、精肉・鶏肉店、テラー、映画館、ゲームセンターショッピングモールの店舗、ホテル、フィットネスセンター、ヘルスクラブ、結婚式場、男性用・女性用サロン等様々な事業が含まれる。

リゾート、ホテル、アパートメントホテルは所定の首長国税が免除される。

免除の期間は、2020年1月1日から2020年12月31日までの一年間である。

労働関連

労働省(人的資源・自国民優遇省(MOHRE))による従業員賃金の保護、及び期日通りの支払要求

2020年4月30日に発表された声明において、MOHREは、雇用者は賃金保護に関する2016年の省令第739号を遵守し、賃金が賃金保護システムを通じて、期日通りに支払われることを確保しなければならないと述べた。

また、MOHRE は、民間部門の雇用者による、期日通りの賃金支払い確約と早期休業と賃金引下げの文書化は、一時的な社員か永続的な社員かを問わず、ビジネス関係における両当事者の権利を保証するであろうことを確認した。

特に報酬に関して、雇用者が従業員に対する法的義務履行を遵守することが、労働関係、従業員の生産性、及び事業の継続性の安定を確保する上で最も重要であると強調した。

予防措置

A アブダビ経済開発局(ADDED)による新たな措置

2020年5月1日、ADDED は、アブダビ国内で営業するショッピングモールやショッピングセンター、食品小売業者及び薬局の管理者と所有者に対し、施設の主要出入口に熱検査機器及びカメラを設置するよう通達を出した。

この措置は、ショッピングモールが営業再開の条件として定められたガイドラインや規制の遵守に加えて、採られた。そうしたガイドラインには、モール内の客数を最大 30%までに収めること、客同士が買い物中に社会的距離を確保すること、モールの管理会社が、エスカレーター、エレベーター、洗面所など、買い物客が使用する場所を頻繁に清掃、滅菌することを徹底することなどが含まれる。

2020年5月5日 ADDED は、アブダビ全域のレストラン、カフェテリア、及び食品販売店のオーナーが、モール及びショッピングセンター内の店舗か否かを問わず、健康慣行及び予防措置に関するガイドラインの遵守に関して、首長国の当局との事前の調整なしに顧客を受け入れるべきではないことを確認した。

B シャルジャの商業施設の再開

2020年5月3日、シャルジャ経済開発局は、首長国のモール、サロン、飲食店の、午後12時から午後9時まで営業再開を認めると発表した。食品店及び薬局は、24時間営業が認められている。すべての事業所の再開は、同省が発行した通達に沿ったコロナウィルス対策を遵守していることを条件としている。買物客は、常にマスクと手袋を着用しなければならない。

C 60歳以上の大人と12歳未満の子供のショッピングモール及び小売店への入店禁止

2020年5月6日の、保健予防省と国家緊急危機管理局による共同発表で、60歳以上の年配者と12歳未満の子どもに対し、ショッピングモール、生活協同組合、スーパーマーケット、及びショッピングセンター外にある小売店への立ち入りを禁止すると述べた。

D 同一家族3名以上による同じ車での移動の許可

2020年5月3日、ドバイ警察は、同一家族・一親等親族については、同じ車で移動可能な人数の制限が免除されることを明らかにした。該当の場合、3人の制限を超えても違約金の対象にはならない。

